

「25年1次ベーシック答練」 経営法務 法改正対応のご案内

法改正に対応するため、以下の通り法改正対応をしております。

■ NU25105 25年1次ベーシック答練 経営法務解説

更新日	変更箇所	改正前	改正後
24.9.19	解説 P12 第12問 解答肢イ	<p>従来、「他人の氏名を含む商標は、他人の承諾を得ているものを除き、商標登録を受けることができない」（旧商標法4条1項8号）とされていたが、令和5年に商標法が改正され、令和6年4月から「一定の場合」には、<u>他人の氏名を含む商標であっても、他人の承諾なく商標登録が可能となった</u>（改正商標法4条1項8号）。</p> <p>なお、「一定の場合」にあたるかは、以下の通りである。</p> <p>①氏名に一定の知名度を有する他人が存在しないか →氏名に一定の知名度を有する他人が存在しない場合は、承諾不要</p> <p>②政令要件（㊦商標構成中の氏名と出願人の間に「相当の関連性」があり、㊧商標登録を受けることに「不正の目的」がない）を満たしているか →㊦商標構成中の氏名が自己氏名など相当性の関連性があり、㊧商標登録を受けることについて不正の目的を有していない場合は、政令要件を満たすと想定</p> <p>上記の①の他人が存在せず、②の政令要件を満たす場合は、<u>他人の承諾なしに商標登録が可能となる</u>。</p>	

※ 問題肢イおよびエとも正解となります。

【LEC 東京リーガルマインド コールセンター】

TEL:0570-064-464（ナビダイヤル） 平日 9:30~20:00 土・祝 10:00~19:00 日 10:00~18:00



NU25146